

電気協同研究 第81巻 第2号「水車・ポンプ水車および付属装置の工場検査基準（改訂版）」 正誤表

頁	章	節	項	箇所	誤	正
60	2	2-1	-	材料検査	b. 検査要領 鋳鋼，鍛鋼および特に指定したものについて，JIS規格に従い品質を検査する。 なお，JIS規格以外の材料については，当事者間の協議による。 主な材料の検査品目，検査項目は，第2-1-1表のとおりとする。 ただし，一般構造用圧延鋼材（SS材）は一般に広く使用されている材料であり，本基準では対象外とする。 なお，水圧鉄管に直接接続する短管のうち，水圧鉄管として整理する短管は水門鉄管技術基準に準拠すること。	b. 検査要領 鋳鋼，鍛鋼および特に指定したものについて，JIS規格に従い品質を検査する。 なお，JIS規格以外の材料については，当事者間の協議による。 主な材料の検査品目，検査項目は，第2-1-1表のとおりとする。 ただし，一般構造用圧延鋼材（SS材）は一般に広く使用されている材料であり，本基準では対象外とするが，入口弁は水門鉄管技術基準の適用も受け，記録が必要となる場合があるため，検査の有無は当事者間の協議による。 なお，また，水圧鉄管に直接接続する短管のうち，水圧鉄管として整理する短管は水門鉄管技術基準に準拠すること。